

**中部運輸局自動車交通部
自動車技術安全部**

令和2年3月10日 定例記者懇談会 発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局自動車交通部旅客第二課

小笠原、馬淵 TEL 052-952-8036

中部運輸局自動車技術安全部保安・環境課

大林、山下 TEL 052-952-8044

**タクシー高齢運転者の事故防止対策を強化
～安全・安心なタクシーサービスの提供に向けて～**

昨今、高齢運転者による交通事故が全国的に多発し社会的問題となっている最中、昨年9月には名古屋市内で高齢運転者（75歳）が運転するタクシーがアクセル操作を誤って歩道に突っ込み、公衆と接触して8名が軽傷を負う事故が発生しました。近年、タクシー業界では運転者の高齢化が進んでおり、高齢運転者の事故防止が喫緊の課題との認識の下、中部運輸局は、管内のタクシー運転者の年齢構成や勤務実態と併せ、特に高齢運転者の事故防止対策への取組状況を把握するため、管内5県のタクシー事業者に対しアンケート調査を実施しました。（405事業者に調査票送付、うち377事業者から回答）

65歳以上が全運転者の約46%を占め、その1割余りが13時間以上の長時間勤務や午前0時以降の深夜帯勤務に従事するなど、改めて高齢化対策の必要性を強く認識する結果となりましたが、健康リスクや身体能力、認知機能を的確に把握し、これを踏まえた雇用対策や勤務時間管理など、事故の未然防止に向けた様々な取組が行われています。

最近では、タブレットアプリにより日々変化する認知機能を確認し、インシデント例などを通じて認知機能に起因する事故を防止する「認知機能チェック・トレーニングシステム」や、運転者の危険回避に対する意識をデータ計測し、運転の癖などを客観的に判断する「運転技能自動評価システム」といった先進的なシステムを導入している事業者もあります。

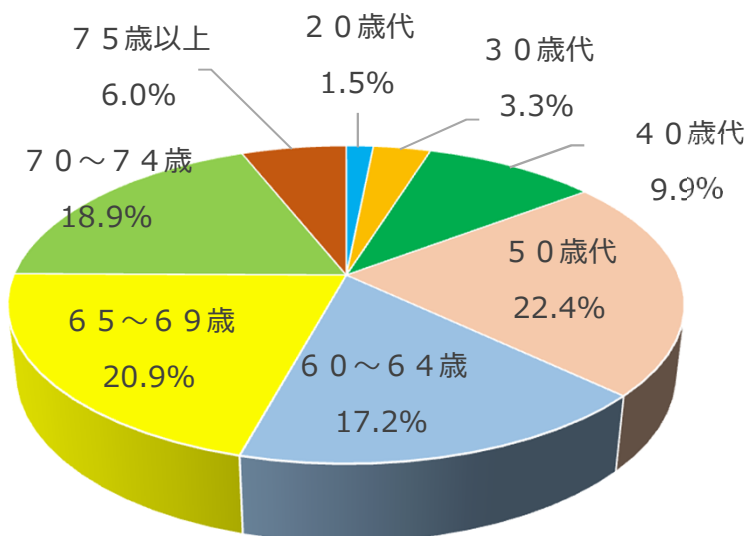
中部運輸局は、このような各種取組の効果を検証し、効果的な取組については広く情報の共有を図りながら、引き続き、安全・安心なタクシーサービスの提供に向け、タクシー業界全体で高齢運転者の事故防止対策が強化されるよう働きかけて参ります。

なお、アンケート調査結果の詳細については、別紙をご参照下さい。

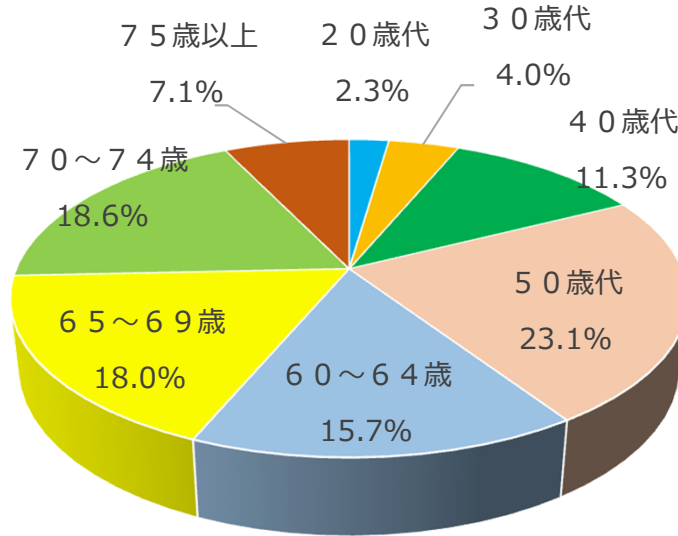


タクシー運転者の労働実態等に関するアンケート調査（年齢構成・勤務時間）

運転者の年齢構成（管内5県）



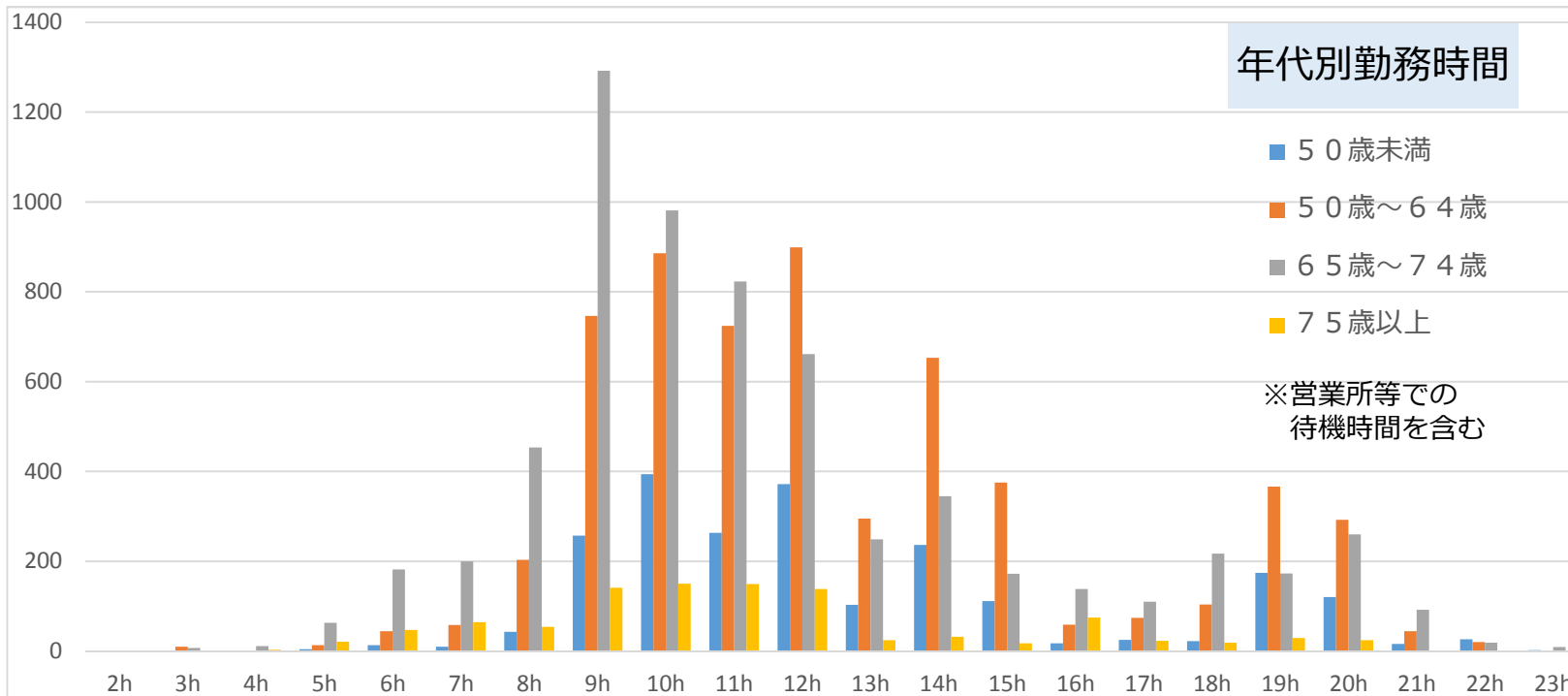
運転者の年齢構成（名古屋交通圏）



〔運転者の年齢構成〕

- ◆ 管内5県
 - 50歳未満 14.7%
 - 50歳～64歳 39.6%
 - 65歳～74歳 39.8%
 - 75歳以上 6.0%
- ◆ 名古屋交通圏
 - 50歳未満 17.5%
 - 50歳～64歳 38.8%
 - 65歳～74歳 36.5%
 - 75歳以上 7.1%

年代別勤務時間



〔運転者の勤務時間〕

- ◆ 3時間以上の乗務
 - 50歳未満 47.1%
 - 50歳～64歳 52.6%
 - 65歳～74歳 11.5%
 - 75歳以上 1.6%
- ◆ 深夜帯（0時以降）の乗務
 - 50歳未満 5.8%
 - 50歳～64歳 15.5%
 - 65歳～74歳 10.3%
 - 75歳以上 1.2%

タクシー運転者の労働実態等に関するアンケート調査（事故防止対策）

【雇用対策】

- 定年を65歳とし、その後、健康面、接客面等の問題ない者を嘱託雇用（他社の65歳以上は雇用しない）
- 65歳以上定時制とし、72歳以上は6ヶ月毎に定時制契約更新
- 75歳以上は、事故・苦情・健康面で問題ない者に限り20時間以内の勤務で再雇用
- 65歳以上は6ヶ月、70歳以上は3ヶ月毎に更新期間を設定
- 72歳の契約更新時に、路上講習・安全教育座学・簡易認知症検査を実施し問題があれば再雇用不可（以後、6ヶ月毎に簡易認知症検査を実施）

【勤務管理】

- 75歳以上の新規採用者は、深夜・夜間の運転をさせない
- 75歳以上は、昼間の時間帯に勤務を固定
- 昼間11時間・夜間10時間の2交代勤務制を採用し、連続勤務は最長4日まで（労働時間短縮、わかりやすい勤務体系）
- 70歳から時短勤務及び勤務日数削減、73歳以降は夜間乗務禁止
- 深夜勤務希望の運転者に対し、健康診断・適齢診断結果を踏まえた個別面談を実施し、就業の可否を判断
- 70歳以降は、昼間時間帯勤務に変更を指導、深夜勤務を希望する場合は勤務日数を短縮・制限
- 70歳以上は定時制とし、3勤2休、9時間勤務（2時間休憩）を規定
- 75歳以上は昼間勤務、9日間/月・11時間/日の勤務とし、1時間休憩を積極的に取得するよう指導
- 連続勤務は5日まで、月2回まで
- 4日/週、10時間/日以内の勤務とし、休憩・仮眠は帰庫して営業所内で取得
- 2時間毎に30～60分の休憩時間を取得

【健康管理等】

- 75歳以上は、年2回の健康診断・適齢診断を必須とし、その結果を踏まえた聴き取りを行って就労の可否を判断
- 年2回の健康診断・適齢診断に加え、70歳以上は、毎月3名づつ添乗指導実施（本人が気付かない点を集中的に指導）
- 健康診断の結果及び服薬処方箋のコピーを提出させ、聴き取りを行って乗務の可否を判断
- 安全衛生委員会を月1回実施し、産業医の指示に従い就労制限〔短時間就労、夜勤勤務禁止、流し専用（上得意様は経路など細かい注文が多いため心理的負担を考慮）〕
- 70歳以上は、年2回の健康診断の結果を産業医に確認、要再検査の者には病院での受信及び「運転に支障無し」の診断書の提出を義務付け
- ドライブレコーダーの映像を定期的に確認し、急発進・急ブレーキの頻度が高い運転者を指導
- 「認知機能チェック・トレーニングシステム」や「運転技能自動評価システム」を導入し、運転者の機能低下・癖などを把握して指導
- 通院状況や処方薬の服用状況を定期的に確認
- 「健康経営宣言」をし、生命保険会社と連携して睡眠チェックアプリを活用（睡眠のタイプに合わせてアドバイス）
- ブルッカレコード（切り返し訓練による死角の意識付）を実施し、運転機能の低下・運転の癖などを把握のうえ指導